

江戸川区障害者移動支援事業ガイドライン 改定 平成 29 年 4 月 1 日

1 事業の目的

屋外での移動が困難な障害者(児)について、余暇活動等の社会参加及び社会生活を営むうえで必要な外出をする場合に適切な支援を行い、もって障害者の地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 対象者

下記基準のいずれかに該当する方であって、江戸川区に利用申請をして江戸川区が必要であると認めた方（支給決定を受けた方）が、受給者証に記載された承認期間内において利用することができます。

表 1 身体介護ありの対象基準

障害種別	対象要件
身体障害者(児)	<p>< 成人 (18 歳以上) ></p> <p>新 福祉用具を利用しても屋外での移動が困難な、下肢 1～2 級若しくは体幹機能障害 1～2 級の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 全身性障害者 両上肢・両下肢いずれにも障害が認められる肢体不自由 1 級の方 これと同等のサービスが必要であると江戸川区が認めた方 <p>< 児童 ></p> <p>新 成人と同じ</p> <p>中学生以上は、成人の対象基準と同様。</p> <p>小学生は、状況を把握した上で支給。</p> <p>・ 本人多動や行動障害で、家族だけでは対応できない。</p> <p>・ 同世帯に他の介助を要する方(障害者、高齢者、入院者など)がいる。</p> <p>・ 介護者の就労などで介護できない。</p>
知的障害者(児)	<p>< 成人 (18 歳以上) ></p> <ul style="list-style-type: none"> 愛の手帳 1 . 2 度で、希望する方 愛の手帳 3 . 4 度で、排せつ介助等身体への介助が必要な方 愛の手帳 3 . 4 度で、行動障害 (強いこだわり、突発的な行動、多動) のある方 状況を勘案して必要であると江戸川区が認めた方 <p>< 児童 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 排せつ介助等身体への介助が必要な方 行動障害 (強いこだわり、突発的な行動、多動) のある方 状況を勘案して必要であると江戸川区が認めた方

文言修正

精神障害者(児)	< 成人 (18 歳以上) > <div style="border: 1px solid black; background-color: #92d050; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">対象者の表記変更なし</div>
精神障害者(児)	< 児童 > 新 成人と同じ

表 2 身体介護なしの基準

障害種別	対象要件
身体障害者(児)	支給なし
知的障害者(児)	< 成人 (18 歳以上) > ・身辺が自立し、助言・声掛けのみで安全に外出ができる方 ・排せつ介助等身体への介助が必要ない方 < 児童 > ・直接的援助 (排せつ介助、身体への介助、身体を支える介助など) の必要はないが、安全確保のため付き添い・助言が必要な方
精神障害者(児)	< 成人 (18 歳以上) > ・直接的援助 (排せつ介助、身体への介助、身体を支える介助など) の必要はないが、安全確保のため付き添い・助言が必要な方 < 児童 > 新 成人と同じ 支給なし

(注 1) 表 1、表 2 に該当する方のうち、以下に該当する場合は、支給をしません。

「施設入所支援」の支給決定を受けている方

「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」の支給決定を受けている方

小学生未満の児童

(注 2) 表 1、表 2 に該当する方のうち、以下に該当する場合は、支給決定を受けていてもご利用になれません。

医療機関に入院中の活動

以上の基準のほか、区長が特に必要と認めた者に支給決定を行うことがあります。

3 支給量の基準

成人：3.5 時間

児童：2.5 時間

4 実施方法

移動支援の実施形態は、「個別支援型」のマンツーマン（1人の利用者に対して、1人（支給決定によっては2人）のヘルパーが対応）での支援に限る。

江戸川区では、「グループ支援型」「車両移送型」は行っていない。

5 支援内容

受託事業者は、江戸川区が支給決定した利用者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が次に掲げる理由により外出する場合に、当該利用者の移動に常時介助ができる状態で付き添い、必要な移動の介助及び外出にともなって必要となる介助を行う。

（1）移動支援の対象となる外出理由

ア 社会生活上必要不可欠な外出

官公署や金融機関での手続き
選挙の投票
公的行事
冠婚葬祭

イ 社会参加のための日常生活上の外出（余暇活動を含む）

外食、買物、散髪、レジャー、レクリエーション、映画等の鑑賞

新 旅行（ Q 1 3 ）

スポーツ類のための送迎（ ）、散歩（ Q 1 7 - 2 0 ）

習い事、音楽教室、放課後サークル等のための送迎。原則、活動中を除く。（ Q 3 ）

すすくすくスクール。必要に応じて、すすくすくスクールでの活動中を含む。（ Q 4 ）

ウ 通所・通学。ただし、通所・通学の手段が他にない場合であって、単独で通所・通学することが困難であるときに限る。（ Q 1 ）

エ 一部の通院（条件はQ & Aを参照）（ Q 2 1 ・ 2 1 - 2 - 2 4 ）

（2）移動の手段

支援における移動の手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー、ハンディキャブ等を利用することとし、ヘルパー自らが運転する車両は原則として除く。

（ Q 7 ・ 7 - 2 、 ~~8、9~~ ）

（3）支援の内容

外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、排せつ介助、手荷物の準備等）

移動に伴う支援（交通機関の利用補助等）

外出中のコミュニケーションの支援（代読、代筆等）

外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、服薬準備と確認等）

—4— 3

外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

（４）移動支援の対象とならない外出や支援内容の例

移動支援として認められる外出の範囲や支援内容については、社会通念上のサービスの対象として適当であるか否か、移動支援の目的である「障害者（児）にかかる社会生活上必要不可欠な外出及び日常生活上の外出に対する支援」に合致するものであるか、という観点から判断しています。

支援は利用者のためのものであり、単に保護者のレスパイトを目的とした支援は対象とはなりません

なお（移動中）目的地において、排泄・更衣・食事介助、危険回避のための付き添いその他必要な支援、チケットの購入等の支援の必要がなく、単なる待ち時間となる場合も対象となりません。（突発的な通院介助の際の、単なる待ち時間、別室での待機、単なる見守り等で、具体的な支援を行う必要がないときも同様）

通勤・営業等の経済活動。

~~布教・勧誘等の宗教活動。~~特定の団体等の勧誘及び利益の誘導を行う行為。
~~ギャンブルほか公序良俗に反する外出。~~

新 介助ができる家族が同行する外出（家族とは三親等以内の者をさす）

通所について、当該施設・事業所が送迎を行っている場合。（原則として当該施設・事業所による送迎を利用すること。ただし、自宅～送迎車の停留場所間の送迎は可。）（ Q 1 ）

学校、及び通所施設の利用時間

~~学校行事として実施される活動の活動中。~~（目的地への送迎は可）

（ Q 2 ・ 5 ）

~~習い事、ピアノ、音楽教室、放課後サークルの活動中。~~（目的地への送迎は可）（ Q 3 ）

新 ヘルパーが他の業務を兼ね、利用者の支援を中心に行わない場合。（ Q 5 ）

~~移動支援事業所等が発案・企画する行事への参加及びそれに類する場合。~~（ Q 5 、 Q 6 ）

外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合。（ Q 6 ）

本人を介助すべきヘルパーが運転する利用者宅の自家用車や事業者もしくはヘルパー所有の車両での移動。（ Q 7 ・ 7 - 2 ）

~~宿泊を伴う外出。~~（ Q 1 5 ）

ヘルパー 1 人で複数の障害者を同時に支援すること。（ Q 1 4 、 Q 1 5 ）

~~ヘルパーが利用者の単なる遊び相手になること（カラオケで一緒に歌う等）。~~

買い物や手続きを本人が出向くことなく代行すること。

追加

~~病院等での単なる待ち時間、別室での待機、単なる見守り等で、具体的な支援を行う必要がないとき。~~ (Q18)

~~利用者の三親等以内の親族が従業者として支援に従事すること。
(当該利用者に対しては、利用者の三親等以内の親族にあたらぬ従業者が担当するよう、サービス提供責任者が調整してください。)~~

~~参考 父母＝親等、祖父母、兄弟姉妹とその配偶者＝三親等、
叔父叔母とその配偶者、甥姪とその配偶者＝三親等~~

新 同居する家族への支援

この他 Q & A も参照した上で、なお判断に迷うものは事前に各相談係へご相談ください。

9 他サービスと移動支援の違い

訪問介護等の介護保険サービス、居宅介護等の障害福祉サービスと移動支援事業を区別し、それぞれのルールに従ったサービス提供を行ってください。

参考 居宅介護と移動支援の相違点

	居宅介護	移動支援
根拠法令等	障害福祉サービス (障害者自立総合支援法)	地域活動支援事業 (各自治体の定めによる)
受給者証	みどり色	ピンク色
サービスの概要	居宅内における身体介護・家事 援助・通院等介助 通院等介助のみ外出可	外出の支援
支給決定	江戸川区	江戸川区
法令解釈	東京都 (障害施策推進部在宅支援担当 居住支援係他)	江戸川区
請求先	東京都国保連合会(伝送請求)	江戸川区(紙による請求)
検査	東京都と江戸川区が実施 都(福祉保健局指導監査部) 区(障害者福祉課事業者調整係) 江戸川区は立ち合い	江戸川区が実施

【江戸川区障害者移動支援事業従事者の資格要件】

旧

新

	全身性障害者 (児)	知的障害者 (児)		精神障害者
		介護あり	介護なし	
介護福祉士				
居宅介護従業者養成研修修了者(1～2級)				
居宅介護従業者養成研修修了者(3級)	×	30%減算	10%減算	×
全身性障害者移動支援従業者養成研修修了者		×	×	×
知的障害者移動支援従業者養成研修修了者	×			×
訪問介護員養成研修修了者(1～2級)				
訪問介護員養成研修修了者(3級)	×	30%減算	10%減算	×
介護職員基礎研修修了者				
行動援護従事者養成研修修了者(注1)	×			×
重度訪問介護従事者養成研修修了者(注2)	重度訪問介護の単価	×	×	×
みなし証明書(各サビスごと)(注3)	30%減算	30%減算	10%減算	×

各研修に相当する研修を含む。

(注1)平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修過程を修了した者を含む。

(注2)平成18年9月30日まで間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

(注3)「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサ - ビス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有すること。

(注4)難病患者等については、身体障害者(児)の要件を適用する。

	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)		精神障害者 (児)	
		介護あり	介護なし	介護あり	介護なし
介護福祉士					○
実務研修修了者	○	○	○	○	○
居宅介護従業者養成研修修了者(1～2級)					○
居宅介護従業者養成研修修了者(3級)	×	30%減算	10%減算	×	×
全身性障害者移動支援従業者養成研修修了者		×	×	×	×
知的障害者移動支援従業者養成研修修了者	×			×	×
訪問介護員養成研修修了者(1～2級)					○
訪問介護員養成研修修了者(3級)	×	30%減算	10%減算	×	×
介護職員基礎研修修了者					○
行動援護従事者養成研修修了者(注1)	×			○	○
重度訪問介護従事者養成研修修了者(注2)	重度訪問介護の単価	×	×	×	×
重度訪問～追加課程	〃	×	×	×	×
重度訪問～総合課程	〃	×	×	×	×
重度訪問～行動障害支援課程		重度訪問介護の単価 →			
居宅介護職員初任者研修					○
介護職員初任者研修					○
みなし証明書(各サビスごと)(注3)	30%減算	30%減算	10%減算	×	

江戸川区障害者移動支援事業 Q & A

平成 2529 年 124 月

Q 1 通所・通学

通所・通学の送迎は、移動支援として利用することは可能ですか。

A 当該施設・事業所や学校が送迎を実施している場合は、その送迎を利用することを原則とします。ただし、通所・通学の手段がほかがない場合であって、単独で通所・通学することが困難である場合に限っては利用できます。

なお、通所・通学の支援については、以下のように対応が異なります。居宅介護との関係に注意してください

(1) 自宅内で外出準備を介助し、その後自宅の前で停まる送迎バスへ乗降介助した場合。

居宅介護（身体介護）は自宅内での支援が原則ですが、自宅のすぐ前の公道にバスが停車する場合は居宅介護として取り扱って差し支えありません。

(2) しばらく先の送迎バス停留所まで徒歩での移動を介助し、バスが来たところで乗降介助した場合。

自宅から離れて移動しているため、自宅からの出発以降については居宅介護（身体介護）として算定することができません。

外出準備から自宅出発を経てバスの乗降介助までで 15 分以上を要するときは移動支援での算定が可能。

Q 2 施設や学校の行事

本人が通所・通学する施設や学校の行事に参加するときに、移動支援を利用して送迎または行事の付添いをすることは可能ですか。

A 施設や学校の送迎がなく、他に手段がない場合は、送迎のみ利用できます。

施設や学校の行事は、施設入所支援や学校教育の一環であり、監督責任は主催者である施設や学校にあることから、施設や学校で対応すべきものであるため、移動支援の対象ではありません。

Q 3 習い事や放課後サークル

習い事や放課後サークル等のための送迎は、算定することは可能ですか。

A 習い事、スイミングスクール、ピアノ、音楽教室、放課後サークル等のための移動は、原則、送迎のみ算定することができます。習い事、スイミングスクール、ピアノ、音楽教室、放課後サークル等の活動中については、必要な支援がある場合に限り算定することが可能で、単なる待ち時間は算定でき

ません。個別の事例については、利用者の状況により異なるので、各相談係にお問い合わせください。

~~主催者側で対応すべきものであるため、移動支援では算定できません。~~

Q4 すくすくスクール

すくすくスクールへの送迎、すくすくスクール活動中は、移動支援の算定が可能ですか。

- A 余暇活動等社会参加のための外出として、すくすくスクールを利用する場合、送迎及びすくすくスクール利用時も算定可能です。ただし、単なる見守りや待機の時間は算定できません。

Q5 事業者等が主催する行事

事業者が主催（発案・企画）する集団旅行・遠足等のレクリエーション活動で、移動支援を利用することは可能ですか。

- A 開催時間において、あくまで対象利用者の移動支援の提供を行う場合は認められます。ヘルパーが行事の業務を兼ねる場合は認められません。

なお運営法人が日中活動系サービス等も運営する場合の行事で、日中活動系サービスが介護給付費等を請求する場合は、当該事業所において対応すべきものであるため、移動支援の提供自体が認められません。

~~移動支援事業所（事業所の運営法人が主催である場合を含む）が主催する行事等については、本来やその従業者が主催する行事等については、当該事業所または法人において対応すべきものであるため、移動支援の対象とはなりません。~~

~~Q6 事業者等が主催する行事の例外~~

~~事業者が主催（発案・企画）するお祭り等のイベントで、移動支援を利用することは可能ですか。~~

Q6-7 移動支援事業所を目的地とした外出

外出の目的地が移動支援事業所である場合に、移動支援を利用することは可能ですか。

- A 外出の目的地を移動支援事業所とし、その事業所の活動に参加することやそこで過ごすことは、移動支援として算定できません。ただし、他に方法がなく、やむを得ず排泄のために立ち寄ったなどの場合は、立ち寄った理由をサービス実施記録に明記しておく必要があります。

なお、生活介護事業等の見学や、相談支援事業を利用するための訪問は可能です。

Q7-9 事業所等の車やヘルパーの車の利用

事業者等の車を使って、移動支援を算定することはできますか。

A 道路運送法上の許可もしくは登録が必要です。ヘルパー自らが運転する場合でも、「ヘルパーは利用者に付き添い、車の運転は別の者が行う場合」でも同様です。

ヘルパーが運転する場合、運転中は算定できません（Q7-2参照）。

-44- 10

Q7-2-8 ヘルパー自らが運転する車の利用

ヘルパーが運転する車を使って、移動支援を実施することはできますか。

A 移動時の交通機関は、公共交通機関、タクシー、ハンディキャブ等を利用することが原則です。ヘルパー自らが運転する車を移動支援の移手段とすることができるのは、以下の条件に該当する場合のみです。

（1）道路運送法上の許可・登録（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）がある。

（2）利用者が、車の乗車中については常時の介助を必要としない。
算定の仕方は下記を参照してください。

< 道路運送法上の許可を受けている場合の例 >

[9:00～12:00 までの支援の場合]

- ・ 9:00～9:30 外出のための準備及び車両への乗車介助
- ・ 9:30～10:00 運転中（*算定対象外）
- ・ 10:00～11:00 降車介助・目的地での介助、乗車介助
- ・ 11:00～11:30 運転中（*算定対象外）
- ・ 11:30～12:00 降車介助及び更衣等介助

移動支援における支援内容は、移動の介助を「常時介助ができる状態で付き添って」行うものとしているため、車での移送中は算定対象外となります。

したがって、運転中の1時間を除いて、2時間を算定することになります。

Q8-4-0 家族が運転する車での移動

利用者の家族が運転する車に乗り、ヘルパーは後部座席において利用者に付き添って介助していた場合、移動支援を算定することはできますか。

A 家族の運転する車に乗る場合、ヘルパーが利用者に対して「常時介助ができる状態で付き添う必要がある場合」は、算定できます。ただし、「常時介助ができる状態で付き添う必要がない場合」は、算定できません。

Q 9-1-1 目的地で待ち合わせてからの利用開始

家族が目的地まで送迎し、ヘルパーが目的地でのみの移動支援の算定は可能ですか。

A 目的地での移動支援事業が必要な場合、現地でヘルパーと待ち合わせて、目的地での活動中における移動支援を行うことは可能です。

ただし、目的地で移動等の介助が必要無い場合や、支援内容が単に見守る行為のみである場合は、算定できません。また、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合についても、算定できません。

-12- 11

Q 10-1-2 支援中のヘルパーの交通費等

支援中のヘルパーの交通費等について、利用者に請求できますか。

A 利用者宅から外出に係るヘルパーの交通費、チケット代、入場料等については、利用者がヘルパーの分を負担します。契約書別紙等であらかじめ規定し、契約に際して説明を行い、同意を得ておく必要があります。

Q 11-1-3 ヘルパー派遣に要する交通費

目的地のみの利用の場合、待ち合わせ場所までの交通費や利用者を送った後、ヘルパーが利用者宅に戻る場合の交通費について、利用者に請求できますか。

A 事業所が定める実施区域内の場合は、別途交通費を徴収することはできません。事業所が定める実施区域以外の場合は、あらかじめ利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合に限り徴収することが可能です。

Q 12-1-4 ヘルパーと一緒に食事する場合

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合、食事費用は、利用者に請求できますか。

A 食事費用は、その金額が常識的範囲内であれば、ヘルパー自身の分はヘルパーが負担します。ただし、高価な食事に同席しヘルパーと一緒に食べることを、利用者が希望した場合は、利用者に請求できます。事前に利用者と協議し、取り決めておく必要があります。

Q 1 3 ~~4~~5 宿泊を伴う外出における部分的介助

宿泊を伴う外出先で、部分的介助を行った場合、移動支援で算定は可能ですか。

A 目的地における、必要な支援も算定可能です。宿泊先での睡眠時間等、支援を要さない時間は当然含まれません。

~~宿泊を伴う外出は移動支援の対象外です。したがって、部分的介助に限ったとしても算定はできません。~~

Q 1 4 ~~4~~6 1人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添うこと

一人のヘルパーが複数の利用者に同時に付き添い、移動支援で算定は可能ですか。

A グループ支援は、対象としていません。したがって、算定はできません。江戸川区の移動支援では、一人の利用者に対し一人のヘルパー()が支援を行います。

ただし、支給決定において、2人介護とある場合は二人のヘルパー。

~~43~~ 12

Q 1 5 ~~4~~7 ヘルパーが一人の利用者の他に同行者を連れて外出した場合

一人のヘルパーが、一人の利用者に加えて、さらに同行者として学齢の子供や介護の必要な障害者等を連れて外出する場合でも、移動支援の算定は可能ですか。

A ヘルパーは、利用者の支援に専念する必要があります。したがって、ヘルパーが利用者のほかに学齢の子供や介護の必要な障害者を伴って外出する場合、移動支援の算定はできません。ただし、ヘルパー以外で、その同行者を保護する立場の方がいる外出の場合で、ヘルパーが利用者への支援に専念できる状況であれば算定可能です。

Q 1 6 ~~4~~8 待機時間の請求

送迎のみの利用で、目的地において出発まで待ち時間がある場合、移動支援の算定が可能ですか。

A 目的地において待ち時間が発生する場合、待ち時間分は算定ができません。

Q1720 スポーツ活動に付き添う場合プールでの支援を行う場合

プールでの支援を行う場合は、移動支援の算定が可能ですか。

A スキー・スケート・水泳・ゴルフ・テニス・野球・サッカー等の球技、登山や自転車競技等危険を伴う活動については、実施責任に関する事項について、安全確保義務と保険加入義務が課せられますが、事前に利用者やその保護者と協議し、個別事項は利用者と契約を交わしておく必要があります。したがって、プールでの支援は、事前に利用者やその保護者と協議したうえ、着替え、排泄、危険回避のための必要な支援等を行った場合に算定できます。

また専門性を要する場合等、ヘルパーの業務を超えるものについては、利用できません。

~~スイミングスクールへの参加は、自宅から目的地のスイミングスクールまでの送迎時間のみ算定できますが、スイミングスクールでの受講中の支援は、対象となりません。~~

Q1821 片道送迎をした場合

利用者宅から目的地への片道送迎をした後、利用者宅に置いた自転車を取りに戻る時間を算定してもいいですか。

A 利用者の支援をしている時間のみ算定できます。したがって、支援後に利用者宅へ戻る時間は、算定できません。

Q1922 事業所から利用者宅までの移動時間

事業所から利用者宅まで30分の移動時間がかかります。その後、利用者の支援を30分行っています。60分として算定してもいいですか。

A 利用者の支援をしている時間のみ算定できます。したがって、支援前の移動時間は、算定できません。

上記のように請求し、返還を指示された事業所があったためご注意ください。

Q2023 短期入所の送迎を行う場合

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 送迎する予定だった家族等が、体調不良等により送迎することができなくなった場合は、移動支援を利用できます。

Q 2 1 ~~2~~ 4 外出目的が通院である場合

居宅介護における通院等介助を支給決定されている場合でも、移動支援を利用して通院をすることは可能ですか。

A 通院の性質により次のように区分けされます。

(1) 突発的な通院

移動支援を利用して通院をすることができます。(突発的な通院に備えてあらかじめ居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)を支給決定しておくことはありません。)

(2) 定期的な通院

定期的な通院が必要な方には、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)が支給決定されているか介護保険制度を利用することになります。

居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)の対象者や介護保険の対象者であるにもかかわらず、通院のために移動支援を利用できるのは、以下の場合に限られます。

ア 居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)や介護保険の申請中で、これらのサービスが利用できない場合。

イ 通院の帰路において、食事や買い物をしたり、映画を観る等の場合(帰路のみ移動支援となる)

定期的な通院が必要で、居宅介護(通院等介助、通院等乗降介助)の対象者にもかかわらずその支給決定を受けていない場合は、利用者に対して支給申請を促してください。

知的障害者の通院については、従来下記の二重下線部のように取り扱ってきましたが、身体障害者・精神障害者と同様の取扱いに順次切り替えている最中です。したがって知的障害者であっても新規・更新時に居宅介護(通院等介助)利用が可能になっている場合があります。

平成 25 年 11 月以降に新規申込み又は更新した利用者が定期的な通院に移動支援の利用を希望する場合、受給者証(障害福祉サービス受給者証/緑色)が変更になっていないか確認してください。

(切替えが完了したら、二重下線部は削除になります。)

【知的障害者】

A 1 居宅介護(通院等介助)が支給決定されていない場合、移動支援を通院に利用できません。

A 2 居宅介護(通院等介助)が支給決定されている場合、移動支援で通院に利用できません。

Q21 - 2 移動支援で通院する場合の病院内の介助

病院への送迎および病院内での介助が必要な場合、算定することは可能ですか。

- A 単なる待ち時間であれば算定できません(Q 1 6 ~~1-8~~に該当)。受付の介助、待ち時間での排泄介助等必要な介助、診察時の付添い、診察が午前午後をまたぐ際の昼食の食事介助、会計の介助等、病院内での介助が必要な場合、計画に位置付けた上で算定することが可能です。

-15- 14

Q 2 2 ~~2-5~~ 居宅介護のあと続けて移動支援を行う場合

居宅介護のあと、続けて移動支援を行うことはできますか。

- A 可能です。ただし、計画、サービス提供、記録、請求の各段階において、居宅介護と移動支援を明確に区別しておく必要があります。



Q 2 3 ~~2-6~~ 外出の前後に行う居宅内での支援

外出の前後に行う利用者の居宅内での支援は、移動支援として算定できますか。

- A 居宅介護と連続して移動支援を行う場合は、居宅介護として算定してください。

移動支援のみ行う場合には、外出に付随する必要な援助であれば移動支援の一部として算定することができます。

【具体例】

外出の準備： 健康チェック、整容、更衣介助、排泄準備、手荷物準備

帰宅直後の対応： 更衣介助、荷物整理、排泄介助、ご家族への報告

Q23-21-9 外出準備の支援を行って、外出できなかった場合

外出のための準備をしたが、突然に利用者の具合が悪くなり外出できなくなった場合は、移動支援の算定が可能ですか。

- A 外出のための着替え、準備、排泄、外出を促すための支援等の介助をした時間は、サービス実施記録に外出できなかった理由を明記した上で算定の対象となります。計画されていたとしても実際に支援を行わなかった時間については、算定できません。

Q23-326→2 居宅内における「外出に付随する必要な支援」が長時間にわたった場合

外出の前後に行う利用者の居宅内での支援について、外出準備や帰宅後対応に長時間かかることがあります。移動支援のみ行う契約になっているため、移動支援として算定してもいいですか。

A 急きょやむを得ず支援が必要となった場合、サービス実施記録に理由を明記した上で算定することが可能です。

もっとも、繰り返し居宅内での支援が移動支援の最低算定時間を超える場合、そもそも計画の見直しを行って居宅介護としての支援に切り替える必要があります。